

携帯電話等エリア整備事業 (基地局施設整備事業)

携帯電話サービスは国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や事業採算上の問題により、サービスを全く利用することができない地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とすることにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合に、国が整備費用の一部を補助する。

【補助対象及び補助率】

- ・事業主体：地方公共団体
- ・対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
- ・補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）
- ・補助率：1の携帯電話事業者が参画する場合：1/2
複数の携帯電話事業者が参画する場合：2/3

2 イメージ図

